

## 資料 1 - 3

### 平成 10 年度ダイオキシン類に関する土壌モニタリングの進め方

#### 1. 土壌モニタリングの目的

ダイオキシン類による環境汚染に対する国民の関心が急速に高まっていることから、環境媒体や人体試料中のダイオキシン類濃度をモニタリングし、これらを踏まえて、発生源対策の効果を監視するとともに、必要な対策を講ずることを目的に、「ダイオキシン対策 5 ヶ年計画」の一環として、大気、水質、土壌等複数の媒体について総合モニタリングを行う。

今年度は 5 ヶ年計画の初年度として、モニタリング点数を増やし、集中的な調査を行う。

なお、この中で特に土壌モニタリングについては、総合モニタリングとあわせ、発生源周辺地域において重点モニタリングを実施し、汚染実態を把握し、必要な対策の構築に資する。

#### 2. 土壌モニタリングの実施方針

##### (1) 総合モニタリング (約 200 地点)

全国の都道府県 (及び政令指定都市) において、大都市、中小都市、発生源周辺の 3 地域で、大気や地下水等と併せて土壌モニタリングを実施する。(2)

##### 重点モニタリング (約 200 地点)

全国の焼却施設について、型式等 (炉型式、フィルター型式等) に応じた代表的な施設の周辺土壌の重点的なモニタリング調査を実施する。

#### 3. 土壌モニタリング調査の測定地点選定方針

総合及び重点モニタリング調査の実施に当たっては、「ダイオキシン類に係る土壌調査暫定マニュアル」(参考資料 1 - 2) を参照することとし、測定地点については以下を条件に選定することとしたい。

##### (1) 共通の項目

1) 指定した区域内の公共施設など、所有者の理解が得られる土地であること 2) 過去の土地利用の履歴が明らかなこと 3)

5 地点混合法による採取を行うため、10 m 四方程度の広がりのある裸地 等で落ち葉等で覆われていないこと 4)

樹木、建築物等により、大気からの降下物が遮られるおそれがないこと

##### (2) 総合モニタリング

大気、水質等の媒体と併せて行う総合モニタリング調査のうち、

1) 大都市地域、中小都市地域において行う場合 ○大気の測定地点から概ね 1 km 以内の範囲にあり、近傍において地下水の採取が可能であること

○周辺土壌の状況を代表しうると考えられること 2) 発生源周辺地域において行う場

合 ○想定する発生源の風下方向(年間で出現頻度が最も高い風向の風下)で、  
発生源からの影響を最も受けると考えられること

○周辺土壌の状況を代表しうると考えられること また、総合モニタリングについては、地域の代表性の確保が重要であると考えられることから、土壌調査の試料採取に当たっては、原則として複数の調査地点を選定し、各地点において試料を採取(5地点混合法)し、等量混合して分析する。

### (3) 重点モニタリング

発生源周辺の調査において、廃棄物焼却施設を型式等に応じて類型化し、類型ごとに選定した施設の周辺において重点的に土壌モニタリング調査を実施することとする。

施設の選定に当たって考慮する項目等については別紙のとおりとしたい。

また、施設周辺の試料採取に当たっては、「ダイオキシン類に係る土壌調査暫定マニュアル」を参考とし、可能な場合は施設近傍での試料についても追加的に採取する。

なお、農用地からの試料採取に当たっては、過去の管理状況を勘案して調査地点を選定するとともに、資材投入等的人為的影響を平均化するため、近傍の複数地点での採取を行い、等量混合することにより、代表サンプルを調製する。

重点的な土壌モニタリングの対象となる焼却施設の選定について

廃棄物焼却施設類型整理表

日本における土壌中ダイオキシン類濃度の測定事例